

議案第20号

北本市国民健康保険税条例の一部改正について

北本市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月20日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北本市国民健康保険税条例（昭和46年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条中「29,900円」を「38,900円」に改める。

第7条中「100分の2.9」を「100分の2.8」に改める。

第8条中「10,200円」を「13,500円」に改める。

第10条中「14,700円」を「16,100円」に改める。

第22条第1項第1号ア中「20,930円」を「27,230円」に改め、同号イ中「7,140円」を「9,450円」に改め、同号ウ中「10,290円」を「11,270円」に改め、同項第2号ア中「14,950円」を「19,450円」に改め、同号イ中「5,100円」を「6,750円」に改め、同号ウ中「7,350円」を「8,050円」に改め、同項第3号ア中「5,980円」を「7,780円」に改め、同号イ中「2,040円」を「2,700円」に改め、同号ウ中「2,940円」を「3,220円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,485円」を「5,835円」に改め、同号イ中「7,475円」を「9,725円」に改め、同号ウ中「11,960円」を「15,5

60円」に改め、同号エ中「14,950円」を「19,450円」に改め、同項第2号ア中「1,530円」を「2,025円」に改め、同号イ中「2,550円」を「3,375円」に改め、同号ウ中「4,080円」を「5,400円」に改め、同号エ中「5,100円」を「6,750円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の北本市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。